

令和7年度松山市生活衛生施設監視指導計画

1. 基本方針

環衛六法（クリーニング業法、美容師法、理容師法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法）に基づく施設、温泉法の温泉利用施設、建築物衛生法の特定建築物及び遊泳用プール等に監視指導を行い、市民の日常生活に極めて深い関係のあるこれらの営業施設の衛生水準の維持向上を図ります。

2. 実施期間及び対象施設及び対象者

（1）実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

（2）対象施設及び対象者

- ①理容師法の規定に基づく届出施設及びその営業者
- ②美容師法の規定に基づく届出施設及びその営業者
- ③クリーニング業法の規定に基づく届出施設及びその営業者
- ④旅館業法の規定に基づく営業許可施設及びその営業者
- ⑤公衆浴場法の規定に基づく営業許可施設及びその営業者
- ⑥興行場法の規定に基づく営業許可施設及びその営業者
- ⑦温泉法の規定に基づく温泉利用許可施設及びその営業者
- ⑧建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく特定建築物及びその管理者
- ⑨遊泳用プール及びその管理者

3. 実施体制

松山市保健所生活衛生課の環境衛生監視員が監視指導を行います。必要に応じて松山市建築指導課、消防局予防課、愛媛県警察本部等と連携します。

4. 監視指導

本計画に基づき対象施設に立ち入り、必要に応じて各種測定機器（残留塩素測定器、水素イオン濃度測定器、粉じん計等）を用いるなどして、対象施設の衛生を確保するために必要な措置がとれているか、構造設備、営業者等の情報に変更はないか等について監視指導を行います。

違反を発見した場合には、その場で改善指導を行います。違反が軽微な場合であって、直ちに改善が図られるものについては口頭指導を行います。直ちに改善するのが困難な場合には改善計画書提出等により継続的に指導を行います。

5. 監視予定

対象施設数（令和 7 年 3 月 31 日現在）及び監視予定件数

業 種	対象施設数	監視予定件数
理容所	513	60
美容所	1346	120
クリーニング所	252	30
旅館	239	80
公衆浴場	112	60
興行場	22	4
温泉施設	104	40
特定建築物	241	45
遊泳用プール	19	19
合 計	2,848	458

6. 重点取組事項

（１）入浴施設でのレジオネラ症感染防止対策

入浴施設には循環ろ過装置や気泡発生装置等様々な設備があり、レジオネラ症の感染リスクが高くなります。

リスクの高い入浴施設に対しては、抜き打ちでレジオネラ属菌の行政検査を行い、施設の衛生管理や水質検査等の実施状況などを確認し、不備のある施設には適切な指導を行います。

（２）まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加しています。まつ毛エクステンションは目に近い部分に施術するため、健康被害や無資格者による施術に関する相談が寄せられます。

監視時には衛生措置に係る指導のほか、無資格者による施術に関する注意喚起などを行っています。また市民から相談を受けた際には、事実確認の上、必要な指導を行います。

（３）全国植樹祭開催に伴う旅館等の衛生管理

第 76 回全国植樹祭が令和 8 年に愛媛県総合運動公園で開催されることに伴い、松山市内の宿泊施設の利用増加が見込まれます。関係者が良好な環境のもと安心して宿泊施設を利用出来るよう、市内の旅館等の衛生等について確認を行います。